

政令番号254 イプロベンホス

各都道府県での農薬の使用先別使用量（令和4年度）

（E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。）

都道府県 コード	都道府県名	使用量(kg/年)							使用量 合計
		田	果樹園	畑	ゴルフ場	森林	その他 非農耕地	家庭 園芸	
1	北海道								
2	青森県	3.4E+1							34.0
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県	1.7E+1							17.0
8	茨城県	1.3E+3							1,258.0
9	栃木県	6.8E+1							68.0
10	群馬県	1.2E+2							119.0
11	埼玉県	2.4E+2							238.0
12	千葉県	4.9E+2							493.0
13	東京都								
14	神奈川県								
15	新潟県	1.7E+2							170.0
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県	1.7E+1							17.0
21	岐阜県								
22	静岡県	2.4E+2							238.0
23	愛知県	1.5E+2							153.0
24	三重県	5.3E+2							527.0
25	滋賀県	1.7E+1							17.0
26	京都府								
27	大阪府	2.0E+2							204.0
28	兵庫県	2.4E+2							238.0
29	奈良県	4.4E+2							442.0
30	和歌山県	1.7E+2							170.0
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県								
34	広島県								
35	山口県								
36	徳島県								
37	香川県	3.4E+2							340.0
38	愛媛県								
39	高知県	2.6E+2							255.0
40	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県	2.7E+2							272.0
44	大分県								
45	宮崎県	5.1E+1							51.0
46	鹿児島県	6.8E+1							68.0
47	沖縄県								
	全国	5.4E+3							5,389.0